

令和５年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ <制度名> 関税割当制度								
改正要望の内容		<input type="radio"/> 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項 <input type="radio"/> 具体的な内容 「令和５年３月３１日まで」とされているものを１年延長する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0406.10	010	プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち共通の限度数量以内のもの	35%	無税		35%	無税		29.8%	
改正要望内容の施行期日及び適用期間		施行期日：令和５年４月１日 適用期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日								
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差が存在している。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に合わせた関係国との協議において、本品目の関税割当制度の維持について合意されている。</p> <p>② 問題点</p> <p>我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、関税割当制度を維持し、一定の国産需要を創出する必要がある。</p> <p>なお、関税割当制度の維持以外に、国産需要を創出する手段として、原料費に対する補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、関税割当制度の維持が最も効率的である。</p> <p>令和５年３月３１日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、一定の国</p>								

	<p>産需要を創出する必要があるため、改正を要望するものである。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。</p>																																				
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果 本関税率・制度の適用により、新たな財政負担なく国産品の需要を確保することができる。</p> <p>【令和3年度における適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：37,124 トン、18,061 百万円 ・ 減税額：5,382 百万円 ・ 関税割当を受けた者の数：14 者 <p>(参考) 効果を判断するための定量的指標： 原料費補助を行った場合に必要な財政負担額</p> <table border="1" data-bbox="416 835 1479 1234"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>関税割当による 輸入量(トン)</th> <th>輸入価格 (CIF 価格 (円/kg))</th> <th>枠内税率額 (百万円)</th> <th>枠外税率額 (百万円)</th> <th>差額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>42,726</td> <td>462</td> <td>0</td> <td>5,881</td> <td>5,881</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>39,933</td> <td>464</td> <td>0</td> <td>5,525</td> <td>5,525</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>31,879</td> <td>449</td> <td>0</td> <td>4,264</td> <td>4,264</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>33,053</td> <td>444</td> <td>0</td> <td>4,369</td> <td>4,369</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>37,124</td> <td>487</td> <td>0</td> <td>5,382</td> <td>5,382</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：貿易統計（財務省）</p> <p>② 改正によって生じうる影響 —</p> <p>③ 改正の妥当性 関税割当制度により、国産原料の利用を要件に一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給するとすることにより、国産原料の需要を創出しているため、引き続き本措置が必要である。</p>	年度	関税割当による 輸入量(トン)	輸入価格 (CIF 価格 (円/kg))	枠内税率額 (百万円)	枠外税率額 (百万円)	差額 (百万円)	H29	42,726	462	0	5,881	5,881	H30	39,933	464	0	5,525	5,525	R1	31,879	449	0	4,264	4,264	R2	33,053	444	0	4,369	4,369	R3	37,124	487	0	5,382	5,382
年度	関税割当による 輸入量(トン)	輸入価格 (CIF 価格 (円/kg))	枠内税率額 (百万円)	枠外税率額 (百万円)	差額 (百万円)																																
H29	42,726	462	0	5,881	5,881																																
H30	39,933	464	0	5,525	5,525																																
R1	31,879	449	0	4,264	4,264																																
R2	33,053	444	0	4,369	4,369																																
R3	37,124	487	0	5,382	5,382																																
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 —</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 —</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。</p>																																				

	<p>【農業競争力強化プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 <p>④ 関連措置</p> <p>【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり、新たな財政負担なく国産需要を確保することができた。